

肢体不自由						
種目	品目	対象者	性能等	耐用年数	単価	介護保険優先
介護・訓練支援用具	介 特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	154,000円	○
介護・訓練支援用具	介 特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。) 知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重度であるもの それぞれ、原則として3歳以上	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年	19,600円	○
介護・訓練支援用具	介 特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。) 原則として、学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円	○
介護・訓練支援用具	介 入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上 (入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。) 原則として、3歳以上	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年	82,400円	-
介護・訓練支援用具	介 体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上 (下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。) 原則として、学齢児以上	介助者が容易に使用し得るもの。	5年	15,000円	○
介護・訓練支援用具	介 移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者 原則として、3歳以上	介護者が重度身体障害児・者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。 ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000円	○
介護・訓練支援用具	訓練いす(児のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上の者 原則として、3歳以上	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100円	-
介護・訓練支援用具	訓練用ベッド(児のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上の者 原則として、学齢児以上	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年	159,200円	-
自立生活支援用具	介 入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害児・者であって、入浴に介助を必要とする者 原則として、3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者又は介助者が容易に使用し得るもの。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円	○
自立生活支援用具	介 便器 (便器のみ) (手すり付き)	下肢又は体幹機能障害2級以上 原則として、学齢児以上	障害児・者が容易に使用し得るもの。(手すりを付けることができる。) ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450円 5,400円	○
自立生活支援用具	T字状・棒状のつえ (木材主体) (軽金属主体)	比較的障害の程度が軽度で、つえの使用により歩行機能が補完される者	歩行時に身体を支え、安定させるもの。	3年	2,266円 3,090円	-
自立生活支援用具	介 移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 原則として、3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円	○
自立生活支援用具	特殊便器	上肢障害2級以上 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもので、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの 原則として、学齢児以上	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	159,000円	-
住宅改修費	介 住宅改修費	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって、障害等級3級以上の者 (ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者) 原則として、学齢児以上	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	-	200,000円	○
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具 (ICタグレコーダー含む)	視覚障害又は上肢不自由の2級以上	障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器やアプリケーションソフト等	5年	100,000円	-

視覚						
種目	品目	対象者	性能等	耐用年数	単価	介護保険優先
自立生活支援用具	電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であって18歳以上のもの	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの。	6年	41,000円	-
自立生活支援用具	歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障害2級以上 原則として、学齢児以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10年	7,000円	-
自立生活支援用具	ICレコーダー	視覚障害2級以上(学齢児以上)	視覚障害者用音声ICタグレコーダー	6年	59,800円	-
在宅療養等支援用具	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 原則として、学齢児以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年	9,000円	-
在宅療養等支援用具	視覚障害者用体重計(者のみ)	視覚障害2級以上 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年	18,000円	-
在宅療養等支援用具	視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年	15,000円	-
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具 (ICタグレコーダー含む)	視覚障害又は上肢不自由の2級以上	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や アプリケーションソフト等	5年	100,000円	-
情報・意思疎通支援用具	地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害2級以上	障害者が容易に使用し得るもの。	5年	29,000円	-
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ(者のみ)	視覚障害者及び聴覚障害者の重度重複障害者 (原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を 点字等により示すことのできるもの。	6年	383,500円	-
情報・意思疎通支援用具	点字器 (標準型真鍮板製) (標準型プラスチック板製) (携帯型アルミニウム板製) (携帯型プラスチック板製)	視覚障害児・者	点字を打つための用具。 点字用紙を挟んで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの。	7年 7年 5年 5年	10,400円 6,600円 7,200円 1,650円	-
情報・意思疎通支援用具	点字タイプライター	視覚障害2級以上 (本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年	63,100円	-
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用 ポータブルレコーダー (録音再生) (再生のみ)	視覚障害2級以上 原則として、学齢児以上	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、 かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、 視覚障害者が容易に使用し得るもの。 又は②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、 かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、 視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	6年	85,000円 35,000円	-
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用 活字文書読上装置	視覚障害2級以上 原則として、学齢児以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、 音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	6年	99,800円	-
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者 原則として、学齢児以上	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、 簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	8年	198,000円	-
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用時計(者のみ) (触読時計) (音声時計)	視覚障害2級以上。 音声時計は、原則、手指の触覚に障害がある等のために触読式時計の使用が困難な者	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10年	10,300円 13,300円	-
情報・意思疎通支援用具	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている 視覚障害児・者	点字により作成された図書。	—	一般図書 との差額	-

聴覚						
種目	品目	対象者	性能等	耐用年数	単価	介護保険優先
自立生活支援用具	聴覚障害者用 屋内信号装置(者のみ)	聴覚障害2級 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活に必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年	87,400円	-
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ(者のみ)	視覚障害者及び聴覚障害者の重度重複障害者 (原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を 点字等により示すことのできるもの。	6年	383,500円	-
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用通信装置 (ファックスOK)	聴覚障害児・者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる児・者 原則として、学齢児以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。	5年	71,000円	-
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者 (文字が読めれば、年齢は問わず)	字幕及び手話通訳付の聴覚障害児・者用番組並びにテレビ番組に 字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、 災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、 聴覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	6年	89,800円	-

音声言語そしゃく						
種目	品目	対象者	性能等	耐用年数	単価	介護保険優先
情報・意思疎通支援用具	携帯用 会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害児・者又は肢体不自由児・者であって、 発声・発語に著しい障害を有する者 原則として、学齢児以上	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、 障害児・者が容易に使用し得るもの。	5年	98,800円	-
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭 (笛式) (電動式) (埋込型用人工鼻)	喉頭摘出者 電動喉頭の対象者は、原則、職業上又は学業上必要な者 埋込型人工鼻は常時埋込型的人工口頭を使用している者に限る	代用音声の用具。	4年 5年 1月	5,150円 72,203円 23,760円	-
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用通信装置 (ファックスOK)	聴覚障害児・者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる児・者 原則として、学齢児以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、 文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。	5年	71,000円	-

その他						
種目	品目	対象者	性能等	耐用年数	単価	介護保険優先
自立生活支援用具	頭部保護帽 (スポンジ、革を主材料に製作) (スポンジ、革、 プラスチックを主材料に製作)	身体障害児・者で転倒等により頭部を強打する恐れのあるもの 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもので、 てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの。	転倒の衝撃から、頭部を保護できるもの。	3年	15,656円 37,852円	-
自立生活支援用具	火災警報器	障害等級2級以上 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、 音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年	15,500円	-
自立生活支援用具	自動消火器	障害等級2級以上 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯 及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で 自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年	28,700円	-
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者 原則として、3歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500円	-
在宅療養等支援用具	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であって、必要と認められる者 原則として、学齢児以上	障害者が容易に使用し得るもの。	5年	36,000円	-
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であって、必要と認められる者 原則として、学齢児以上	障害者が容易に使用し得るもの。	5年	56,400円	-
在宅療養等支援用具	パルスオキシメーター	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であって、必要と認められる者	難病患者等も該当。	5年	58,800円	-
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車(者のみ)	医療保険における住宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの。	10年	17,000円	-
排泄管理支援用具	ストーマ用装具 (蓄便袋) (蓄尿袋)	腹部に人工肛門または人工膀胱を設け排泄を行っている者	大腸の切除等により人工肛門又は人工膀胱を 造設した者が身体に装着して排泄物を溜める装具。 洗腸用具は蓄便袋の単価で給付(追加)。	1月	8,858円 11,639円	-
排泄管理支援用具	紙おむつ等 (紙おむつ、 サラン・ガーゼ等衛生用品)	膀胱・直腸機能障害 脳性まひ等脳原性運動機能障害(3歳未満で発症した者)	ストーマ用装具が装着できない者。 紙おむつに関しては、3歳以上の者。	1月	12,360円	-
排泄管理支援用具	収尿器 (男性用普通型) (男性用簡易型) (女性用普通型) (女性用簡易型)	脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により、収尿器を必要とする者	採尿器と蓄尿袋で構成されており、の逆流防止装置がついているもの。	1年	7,931円 5,871円 8,755円 6,077円	-

知的（重度：IQ<35、最重度：IQ<20）						
種目	品目	対象者	性能等	耐用年数	単価	介護保険優先
介護・訓練支援用具	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。) 知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重度であるもの それぞれ、原則として3歳以上	褥瘡の防止又は失禁等による汚染 又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年	19,600円	○
自立支援生活用具	頭部保護帽 (スポンジ、革を主材料に製作) (スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作)	身体障害児・者で転倒等により頭部を強打する恐れのあるもの 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもので、 てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの。	転倒の衝撃から、頭部を保護できるもの。	3年	15,656円 37,852円	-
自立支援生活用具	特殊便器	上肢障害2級以上 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもので、 訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの 原則として、学齢児以上	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	159,000円	-
自立支援生活用具	火災警報器	障害等級2級以上 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、 音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年	15,500円	-
自立支援生活用具	自動消火器	障害等級2級以上 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で 自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年	28,700円	-
自立支援生活用具	電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であって18歳以上 のもの	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの。	6年	41,000円	-